

---

# プラスチック資源の再商品化計画認定の取得について

---

川崎市環境局

# 家庭から排出されるプラスチック資源の一括回収について

- プラごみの焼却により多量のCO<sub>2</sub>が発生することから、脱炭素社会の実現に向けて、プラスチックごみ焼却量の削減が重要（廃棄物焼却によるCO<sub>2</sub>等排出量の約8割がプラ由来）

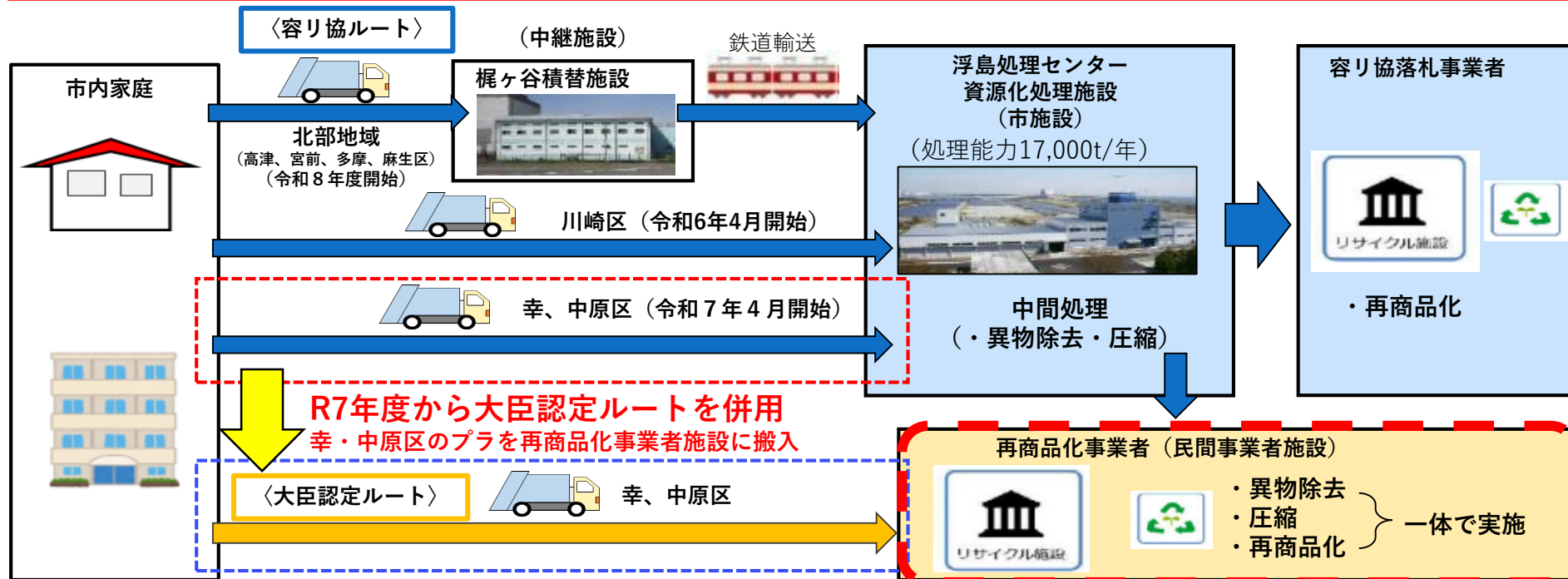


# 民間事業者と連携した再商品化計画認定（大臣認定）について

**【プラ新法施行】** 従来の日本容器包装リサイクル協会が行ってきた再商品化ルートとは別に次の再商品化が可能になった

## ○大臣認定ルート

| 再商品化                 | 再商品化事業者  |
|----------------------|--|
| プラ容器とプラ製品を一括で再商品化可能に | 市町村が独自に事業者を選定して再商品化計画を作成し国の認定を受けて再商品化（計画期間は最大3年） |



## 大臣認定の取得について

- R7年度からの民間事業者の活用に向けて、事業者の選定に係る公募型プロポーザルを実施
- 「株式会社Jサーキュラーシステムを代表企業としたグループ」を受託候補者として特定（R5年11月）

### 代表企業:(株)Jサーキュラーシステム

※J&T環境、JR東日本及びJR東日本環境アクセスが共同で設立

- ◆収集したプラスチック資源の中間処理（異物除去・ソーティング）
- ◆プラスチックのマテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル  
（PPフレーク製造） （コークス炉化学原料製造）

市内の  
プラスチックリサイクル事業者  
で構成されるグループ

### 構成企業①:JFEプラリソース(株)

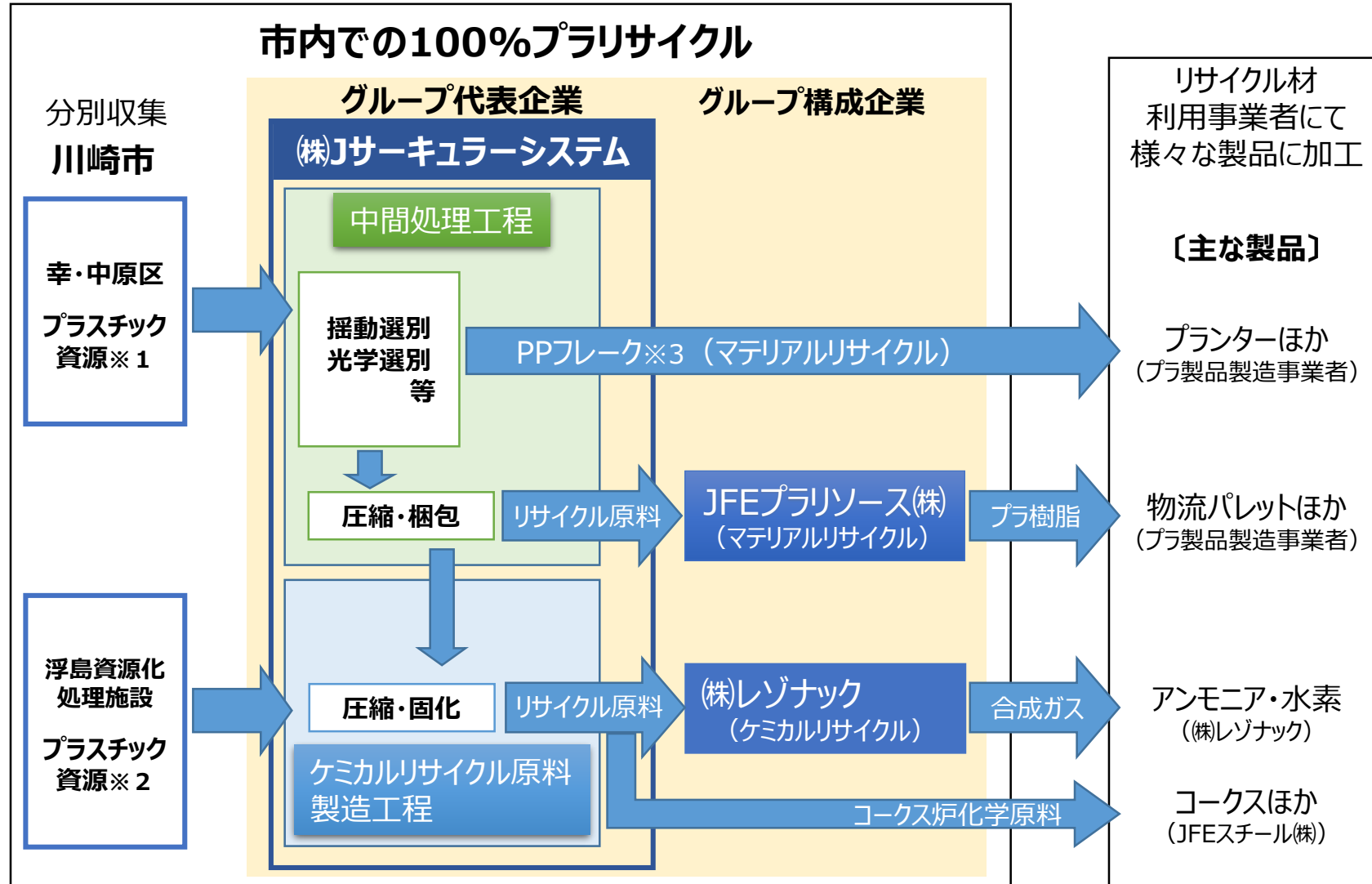
- ◆プラスチックのマテリアルリサイクル（プラボード製造等）
- ◆プラ製容器包装のリサイクル事業者として長年の実績

### 構成企業②:(株)レゾナック

- ◆プラスチックのケミカルリサイクル  
（ガス化による水素、アンモニア等の製造）
- ◆プラ製容器包装のリサイクル事業者として長年の実績

- 令和6年12月6日大臣認定を取得。令和7年4月からの事業実施に向けて契約を締結する予定

# 再商品化計画のスキームについて



※1 幸・中原区で収集したプラスチック資源を収集車で直接「(株)Jサーキュラーシステム」に搬入

※2 浮島資源化処理施設で中間処理（圧縮したプラの塊）したプラスチック資源（川崎区分の一部）を「(株)Jサーキュラーシステム」に搬入

※3 ポリプロピレン（PP）という素材のプラスチックのみを選別して砕いたもの